厚生労働省「9月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」

以下は、事業主の皆様に政府としての方針を表明したものとなります。

施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要となり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス 感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、今般、緊急事態措置区域として東京都 が追加されるとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を 実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、8月末までとしている現在の助成内容を9月末まで 継続することとする予定となっています(別紙)。

10月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、8月中に改めてお知らせがあります。

別紙

参考1 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

参考2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月~金 8:30~20:00/土日祝 8:30~17:15

↑ こちらのページを開くとチャット※(対話機能)を活用して案内していただけるようにな

って

います。

※ 総務省「チャットの仕組み」

掲載ページ

2021年7月9日